

返戻金制度について

当組合の職業紹介により入社した求職者について、入社日から1カ月以内に自己都合を理由に退職した場合、または本人の責めに基づく解雇により雇用契約が終了した場合、当組合は求人者から受領した紹介手数料について、以下の割合で返還するものとする。

1. 入社辞退の場合 100%
2. 入社後1カ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
3. 入社後1カ月超3カ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

また、紹介手数料の返還に代えて、乙が新たな代替候補者が採用できるよう、一回に限り無償で人材紹介を行うことができる。この場合は紹介手数料の返還は行わないものとする。

ただし、以下の場合には本返戻金制度は適用されない。

- 当組合の事由に起因する退職
- 求人者の都合による解雇
- 採用者の死亡事故その他不測の事態による退職